

2024年10月6日（聖霊降臨後第20主日、特定22、B年）

牧師メッセージ

「律法に適っているでしょうか」

（マルコによる福音書 10:2-16）

司祭ヨセフ太田信三

ファリサイ派の人々は律法を現実に落とし込むために細則を作っていくにつれ、本来の神様の思いから段々と離れてしまいました。細則を巡って、次のような議論があったようです。「律法には、離縁状を渡せば妻を離縁することを許す、と書いてある、ならば、どのようなことがあれば離縁できるのだろうか」。すると信じられないことに、「今の妻よりも美しい女性に出会ったら、妻を離縁しても良い」とか「料理が下手で、鍋をこがすような妻は離縁しても良い」と教える律法の教師がいたというのです。まるで法律の抜け道を探しているようです。彼らにとって「律法に適っている」というのは、そこにある神のみ心など問題ではなく、その字面の範囲内に収まっているかどうかの問題だったのです。

さて、ルターによるこのようなお話しをご存知でしょうか？

「あるとてもわがままな男が、自分の欲望の赴くままに、一人の女性を無理強いに自分のものにし、結婚した。そして、「イエスが言ったではないか、神が結ばれたものを人は離してはならない、離婚は絶対に許されない！」

ここには、今聖書を読むわたしたちへの大切なメッセージが込められています。今日の福音で、主イエスはファリサイ派の人々に対して「離縁してはならない」と答えられました。しかし、その字面だけを振りかざしてしまっただけでは、ファリサイ派と同じです。たしかに「神が結び合わせてくださったものを人は離してはならない」というみ言葉のもとでは離婚はありません。しかし、今日の旧約聖書にもある通り、女を創られた神のみ心は「人が独りであるのは良くない」というものです。たとえば離婚せざるを得ない、厳しい境遇におかれた人がいるならば、神のみ心は、その人を断罪することではなく、その人の苦しみやうめきに寄り添い、その人を独りにしないことではないでしょうか。神のみ心がどこにあるのか。わたしたちはいつもそのことを問い続けなければなりません